

## さいたま市文化協会会則

第1条 本会はさいたま市文化協会と称する。

第2条 本会の事務局は常任理事会で定めたところにおく。

第3条 本会は、本市文化の向上を期することおよび文化団体の連絡協調を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 加盟文化団体およびその事業を広く市民に紹介すること
- (2) 加盟文化団体の事業に対し名義後援等を行うこと
- (3) 各種研究会、講演会、展示会、発表会を開催すること
- (4) その他必要と認める事業を実施すること

第5条 本会は市内に事務局を持ち、定期的に事業を実施している文化団体および文化団体の連合体をもって組織する。

第6条 加盟しようとする団体は、常任理事会の審査を経て、理事総会の承認を得なければならない。

2 前項において、加盟しようとする団体は、申請書に会員名簿、会の活動状況がわかるもの、会則または規約を添えて提出しなければならない。

第7条 加盟団体は、文化協会の活動を円滑に行うために、年会費を納めなければならない。

2 年会費は細則の定めるところによる。

第8条 加盟団体は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 除名

第9条 加盟団体で退会をしようとするものは、理由を付して退会届を提出しなければならない。

第10条 加盟団体が次の各号の一に該当する場合は、常任理事会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

- (1) 会費を滞納したとき（2年以上）
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき

第11条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
理 事 長	1名
副理事長	4名以内
常任理事	20名以内
理 事	加盟団体から1名
監 事	若干名

区担当常任理事 若干名

- 第12条 会長は市長をもって充てる。
- 第13条 理事は各加盟団体から1名を選出し、理事総会の承認を得る。
- 第14条 常任理事は理事の中から選出し、理事総会の承認を得る。
- 第15条 副理事長は常任理事の中から常任理事会で選出し、理事総会の承認を得る。
- 第16条 理事長は副理事長の中から会長が指名し、理事総会で報告する。
- 第17条 会長は本会を代表する。理事長は会務及び会計を総理する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第1項の規定にかかわらず、理事長が会長の職務を代行する。
- 第18条 常任理事は常任理事会を組織し、会務を審議し執行する。
- 第19条 各区担当常任理事は本会を代表して各区内の文化団体関係の窓口として連絡調整にあたる。常任理事会で選出し、理事長が委嘱する。任期は他の役員任期と同じとする。
- 第20条 監事は理事の中から常任理事会で選出し、理事総会の承認を得て会計を監査する。
- 第21条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後も後任者の就任するまでは、なおその職務を行う。
- 第22条 本会に相談役をおくことができる。
- 2 相談役は、常任理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 相談役は、重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。
- 第23条 本会の事務を処理するため、事務局に専任の職員を置く。
- 2 職員は理事長が任免する。
- 第24条 理事総会は、本会の最高の議決機関であって、本会の役員を持って構成し、役員過半数の出席者（含む委任状）をもって成立する。
- 2 理事総会は、毎年1回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または、役員3分の1以上から会議の招集を請求された場合は、臨時理事総会を招集しなければならない。
- 3 理事総会の議長は出席者の互選による。
- 第25条 理事総会の議事は、出席者過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第26条 常任理事会は必要に応じ理事長が招集し議長となる。
- 第27条 理事会は必要に応じ理事長が招集し議長となる。
- 第28条 本会の経費は、会費、寄付金、助成金およびその他の収入をもって

これにあてる。

第29条 本会の事業遂行上必要があるときは、常任理事会の議決を得て、特別会計を持つことができる。

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第31条 この会の施行についての細則は、常任理事会の議決を得て、理事長が定める。

附則

平成13年11月30日 施行

附則

平成16年 4月 1日 施行

附則

平成17年 4月20日 施行

附則

平成20年 5月14日 施行

附則

平成26年 5月26日 施行

附則

平成29年 5月 9日 施行

## 細 則

第1条 本細則は、さいたま市文化協会会則（以下「会則」という）第30条の定めるところによる。

第2条 会則第5条の文化団体とは、次の各号に該当しない団体をいう。

- (1) 一党一派に偏する政治または宗教活動を目的とする団体
- (2) 経済利益を目的とする団体

第3条 会則第6条の定めにかかわらず、会の発足時の加盟団体は、旧浦和市文化団体連合会・旧大宮市文化協会・旧与野市文化協会の加盟団体等のうち本協会の目的に賛同する団体とする。

第4条 会則第7条2項の会費は次のとおりとする。

- (1) 会員数が100名未満の団体 5,000円
- (2) 会員数が100名以上の団体 10,000円

第5条 会員等に対する慶弔見舞については、次のとおりとする。

- (1) 慶事については、その都度常任理事会に諮り、祝意方法について協議する
- (2) 弔については、理事以上が死亡した場合、5,000円(または相当の品)等をおくり、代表者が参列して弔意を表する

ただし、特別の場合は理事長の定めるところによる

(3) 慶弔見舞の処置を行ったときは、次回の常任理事会に報告する  
附則

平成19年 3月12日 施行

附則

平成23年 4月13日 施行

## さいたま市文化協会加盟申請書

申請日 令和 年 月 日

さいたま市文化協会会長 様

申請者 住 所

(電話番号 )

団体名

代表者 ⑩

私は、さいたま市文化協会の目的に賛同し、さいたま市の文化振興に寄与するため貴会に加盟したく、以下の書類を添えて申請します。

※加盟を承認されますと1名の理事を選出して頂きます。

理事は、会を代表して理事会に出席できる方をご選出して下さい。

尚、すべての連絡は理事宛となります。

添付書類

- 1 会員名簿（役員名簿）
- 2 会の活動状況がわかるもの（ )
- 3 会則（規約）

理事氏名 \_\_\_\_\_ 住所 〒 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

## 記入例

### さいたま市文化協会加盟申請書

申請日令和元年5月4日

さいたま市文化協会会長 様

申請者 住所 浦和区常盤6-4-4  
(電話番号 829-1705)

団体名 さいたま市合唱連盟

代表者 会長 埼玉太郎 印

角印または個人印どちらでも結構です。

私は、さいたま市文化協会の目的に賛同し、さいたま市の文化振興に寄与するため貴会に加盟したく、以下の書類を添えて申請します。

※加盟を承認されますと1名の理事を選出して頂きます。

理事は、会を代表して理事会に出席できる方をご選出して下さい。

尚、すべての連絡は理事宛となります。

#### 添付書類

- 1 会員名簿(役員名簿) プログラム等でも結構です。
- 2 会の活動状況がわかるもの ( 総会資料添付 )
- 3 会則(規約)

理事氏名 大宮 二郎住所 〒330-0844大宮区下町3-47-8電話 647-0011

